

# 大阪府規則第五十八号

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年大阪府規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物の建築に関する届出に添付する図書)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第十九条第二項の規定による届出に係る建築物の非住宅部分(法第十一条第二項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第333号)第一条第二項第三号に規定する床面積をいう。以下同じ。)の合計が三百平方メートル以上である場合にあつては、次に掲げる図書</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 建築物エネルギー消費性能向上計画(法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)が法第十一条第二項に規定する特定建築行為(法附則第三条第二項に規定する特定増改築を除く。)に係るものでない場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法(昭和二十五年法律第202号)第二条第二項に規定する建築士が設計したことを証する書類</p> <p>イ(一) (略)</p> <p>二 建築物エネルギー消費性能向上計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等(法第二条第一項第一号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「増築等」という。)に係るものである場合にあつては、当該建築物(当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。)に係る建築基準法(昭和二十五年法律第202号)第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の検査済証(以下「検査済証」という。)の写しその他の同法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し</p>	<p>(建築物の建築に関する届出に添付する図書)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第十九条第二項の規定による届出に係る建築物の非住宅部分(法第十一条第二項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第333号)第一条第二項第三号に規定する床面積をいう。以下同じ。)の合計が二百平方メートル以上である場合にあつては、次に掲げる図書</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 建築物エネルギー消費性能向上計画(法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)が法第十一条第二項に規定する特定建築行為(法附則第三条第二項に規定する特定増改築を除く。)に係るものでない場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法(昭和二十五年法律第202号)第二条第二項に規定する建築士が設計したことを証する書類</p> <p>イ(一) (略)</p> <p>二 建築物エネルギー消費性能向上計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等(法第二条第一号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「増築等」という。)に係るものである場合にあつては、当該建築物(当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。)に係る建築基準法(昭和二十五年法律第202号)第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の検査済証(以下「検査済証」という。)の写しその他の同法第六条第二項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し</p>

二 建築物エネルギー消費性能向上計画が基準省令の施行の際現に存する建築物に係るものであつて、基準省令附則第三条又は第四条の規定の適用がないものとした場合に法第三十五条第二項第一号に掲げる基準に適合しないものである場合にあっては、当該建築物が平成二十八年四月一日に現に存することを証する図書又はその写し

四 (略)

五 法第三十五条第二項(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第六条の三第一項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)に準じた審査が必要なものに限る。次条第二項において同じ。)に係る建築物について、建築基準法第十八条の二第一項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした同法第七十七条の三十五の五第二項の指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、知事。以下同じ。)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認められたものである場合にあっては、そのことを証する書類の写し

2 (略)

3 構造計算適合性判定に準じた審査の請求をしていることにより第一項第五号の書類を提出できない者は、指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証する書類の写しを提出しなければならない。この場合において、知事は、指定構造計算適合性判定機関が建築基準法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法第三十五条第一項(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。第十五条において同じ。)の認定をしないものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合の手続)

第九条 法第三十五条第二項の規定による申出をする場合における建築基準法第六条第一項の申請書の部数は、正本二通及び副本二通とする。ただし、前条第二項第五号の書類を提出した場合にあっては、この限りでない。

2 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下届)

第十条 法第三十四条第一項の認定又は法第三十六条第一項の変更の認定(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」という。)の申請をした者は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下届(様式第五号)を知事に提

二 建築物エネルギー消費性能向上計画が基準省令の施行の際現に存する建築物に係るものであつて、基準省令附則第三条又は第四条の規定の適用がないものとした場合に法第三十条第二項第一号に掲げる基準に適合しないものである場合にあっては、当該建築物が平成二十八年四月一日に現に存することを証する図書又はその写し

四 (略)

五 法第三十条第二項(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第六条の三第二項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)に準じた審査が必要なものに限る。次条第二項において同じ。)に係る建築物について、建築基準法第十八条の二第二項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした同法第七十七条の三十五の五第二項の指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、知事。以下同じ。)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第六条の三第二項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認められたものである場合にあっては、そのことを証する書類の写し

2 (略)

3 構造計算適合性判定に準じた審査の請求をしていることにより第一項第五号の書類を提出できない者は、指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証する書類の写しを提出しなければならない。この場合において、知事は、指定構造計算適合性判定機関が建築基準法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法第三十条第二項(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。第十五条において同じ。)の認定をしないものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合の手続)

第九条 法第三十条第二項の規定による申出をする場合における建築基準法第六条第一項の申請書の部数は、正本一通及び副本二通とする。ただし、前条第二項第五号の書類を提出した場合にあっては、この限りでない。

2 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下届)

第十条 法第二十九条第一項の認定又は法第三十一条第一項の変更の認定(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等」という。)の申請をした者は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下届(様式第五号)を知事に提

出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書等)

第十一条 (略)

2 法第三十五条第二項の規定による申出をした場合において、前項の規定による通知は、建築基準法第六条第二項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付の申請及び交付)

第十二条 省令第二十九条に規定する書面の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十九条の軽微変更該当証明申請書(様式第七号)に、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が法第三十六条第二項に規定する軽微な変更(以下この条において「軽微な変更」という。)に該当することを証する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2・3 (略)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告を行う場合の方法)

第十三条 法第三十七条の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を知事に提出することにより行わなければならない。

一 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第三十七条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)に係る建築物又は建築物の部分譲受人に譲り渡した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書(様式第九号)

二 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等(法第三十四条第二項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。以下同じ。)が完了した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書(様式第十号)及び次に掲げる図書

イ・ロ (略)

三 法第四十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況定期報告書(様式第十二号)

四・五 (略)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書)

第十四条 知事は、法第三十九条の規定により法第三十五条第一項の認定を取り消す場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消

出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書等)

第十一条 (略)

2 法第三十条第二項の規定による申出をした場合において、前項の規定による通知は、建築基準法第六条第二項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付の申請及び交付)

第十二条 省令第二十九条に規定する書面の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十九条の軽微変更該当証明申請書(様式第七号)に、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が法第三十一条第二項に規定する軽微な変更(以下この条において「軽微な変更」という。)に該当することを証する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2・3 (略)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告を行う場合の方法)

第十三条 法第三十二条の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を知事に提出することにより行わなければならない。

一 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)に係る建築物又は建築物の部分譲受人に譲り渡した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書(様式第九号)

二 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等(法第二十九条第二項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。以下同じ。)が完了した場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書(様式第十号)及び次に掲げる図書

イ・ロ (略)

三 法第三十五条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況定期報告書(様式第十二号)

四・五 (略)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書)

第十四条 知事は、法第三十四条の規定により法第三十条第一項の認定を取り消す場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消

消通知書(様式第十二号)により認定建築主(法第三十六条第一項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定の証明の手続)

第十五条 認定建築主は、法第三十五条第二項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明申請書(様式第十三号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定の申請書に添付する図書)

第十六条 (略)

一 法第四十一条第二項の認定の申請に係る建築物(以下「認定申請建築物」という。)が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法第二条第一項に規定する建築士が設計したことを証する書類

イ 人 (略)

二・三 (略)

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届)

第十七条 法第四十一条第一項の認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定通知書)

第十八条 知事は、法第四十一条第二項の認定の申請があつた場合において、当該認定申請建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定通知書(様式第十五号)により同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

(基準適合認定建築物認定取消通知書)

第十九条 知事は、法第四十一条の規定により法第四十一条第二項の認定を取り消す場合は、基準適合認定建築物認定取消通知書(様式第十六号)により基準適合認定建築物(法第四十一条第三項に規定する基準適合認定建築物をいう。以下同じ。)の所有者に通知するものとする。

(基準適合認定建築物に係る報告を行う場合の方法)

第二十条 法第四十三条第一項の報告は、基準適合認定建築物の状況報告書(様式第十七号)及び報告の内容を説明するための図書を知事に提出することにより行わなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定の証明の手続)

第二十一条 基準適合認定建築物の所有者は、法

通知書(様式第十二号)により認定建築主(法第三十一条第一項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定の証明の手続)

第十五条 認定建築主は、法第三十条第二項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明申請書(様式第十三号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定の申請書に添付する図書)

第十六条 (略)

一 法第三十六条第二項の認定の申請に係る建築物(以下「認定申請建築物」という。)が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法第二条第一項に規定する建築士が設計したことを証する書類

イ 人 (略)

二・三 (略)

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届)

第十七条 法第三十六条第一項の認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定通知書)

第十八条 知事は、法第三十六条第二項の認定の申請があつた場合において、当該認定申請建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、建築物エネルギー消費性能基準適合性不認定通知書(様式第十五号)により同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

(基準適合認定建築物認定取消通知書)

第十九条 知事は、法第三十七条の規定により法第三十六条第二項の認定を取り消す場合は、基準適合認定建築物認定取消通知書(様式第十六号)により基準適合認定建築物(法第三十六条第三項に規定する基準適合認定建築物をいう。以下同じ。)の所有者に通知するものとする。

(基準適合認定建築物に係る報告を行う場合の方法)

第二十条 法第三十八条第一項の報告は、基準適合認定建築物の状況報告書(様式第十七号)及び報告の内容を説明するための図書を知事に提出することにより行わなければならない。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定の証明の手続)

第二十一条 基準適合認定建築物の所有者は、法

様式第4号（第6条関係）

特定建築物の非住宅部分に係る状況報告書 (略)
特定建築物の建築主等の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名 (略)

様式第2号（第5条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書 (略)
申請者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名 (略)

様式第1号（第4条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画（提出・通知）取下届 (略)
提出者又は通知者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名 (略)

第四十一条第二項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定証明申請書（様式第十八号）を知事に提出しなければならない。

様式第4号（第6条関係）

特定建築物の非住宅部分に係る状況報告書 (略)
特定建築物の建築主等の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名 (略)
(注意) 特定建築物の建築主等の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第2号（第5条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書 (略)
申請者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名 (略)

様式第1号（第4条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画（提出・通知）取下届 (略)
提出者又は通知者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名 (略)
(注意) 提出者又は通知者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第三十六条第二項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定証明申請書（様式第十八号）を知事に提出しなければならない。

様式第7号（第12条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書

(略)

申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

(略)

様式第6号（第11条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書

(略)

(略)

下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めますので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条第1項の規定により通知します。

(略)

様式第5号（第10条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下届

(略)

申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

(略)

様式第7号（第12条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書

(略)

申請者の氏名又は名称 ㊟  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

(略)

様式第6号（第11条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書

(略)

(略)

下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めますので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条第1項の規定により通知します。

(略)

様式第5号（第10条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下届

(略)

申請者の氏名又は名称 ㊟  
代表者の氏名

(略)

(注意) 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

## 様式第8号（第12条関係）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書

（略）

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する軽微な変更該当していることを証明します。

（略）

ら第5面までとしての当該書類を、他の建築物（同じ。）にあっては当該他の建築物に係る第2面から第4面までとして同令別記様式第三十三の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。なお、証明書の交付を受けようとする他の建築物が2以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて当該書類を添えてください。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の（注意）1. から5. まで及び7.（2. ②、3. ①及び5. ①を除く。）に準じて記入してください。

（注意）

1 第2面から第5面までとして変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。以下同じ。）について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第四面まで及び第六面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、証明書の交付を受けようとする建築物について、申請建築物（同項に規定する「申請建築物」をいう。以下同じ。）にあっては当該申請建築物に係る第2面か

## 様式第8号（第12条関係）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書

（略）

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する軽微な変更該当していることを証明します。

（略）

（注意）

1 第2面から第5面までとして変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。以下同じ。）について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第四面まで及び第六面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、証明書の交付を受けようとする建築物について、申請建築物（同項に規定する「申請建築物」をいう。以下同じ。）にあっては当該申請建築物に係る第2面か

様式第10号 (第13条関係)

(第2面)  
(略)

法第36条第1項に規定する軽微な変更をした場合は、変更事項

(略)

様式第9号 (第13条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書  
(第1面)

(略)

認定建築主の氏名又は名称  
代表者の氏名

(略)

工事監理者氏名

(略)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書

(略)

認定建築主の氏名又は名称  
代表者の氏名

(略)

様式第10号 (第13条関係)

(第2面)  
(略)

法第31条第1項に規定する軽微な変更をした場合は、変更事項

(略)

様式第9号 (第13条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等完了報告書  
(第1面)

(略)

認定建築主の氏名又は名称  
代表者の氏名

(略)

工事監理者氏名

(略)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況報告書

(略)

認定建築主の氏名又は名称  
代表者の氏名

(略)

(注意) 認定建築主の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。



様式第12号 (第14条関係)

に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により大阪府知事が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(略)

(略)  
認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取  
消通知書

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を取り消したので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第14条の規定により通知します。

(略)

(※) は、建築物のエネルギー消費性能の向上

様式第11号 (第13条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る  
建築物の状況定期報告書

(略)

認定建築主の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名

(略)

様式第12号 (第14条関係)

に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により大阪府知事が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(略)

(略)  
認定建築物エネルギー消費性能向上計画認定取  
消通知書

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の認定を取り消したので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第14条の規定により通知します。

(略)

(※) は、建築物のエネルギー消費性能の向上

様式第11号 (第13条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る  
建築物の状況定期報告書

(略)

認定建築主の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名

(略)

㊦

様式第16号（第19条関係）

(略)

基準適合認定建築物認定取消通知書

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の認定を取り消したので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第19条の規定により通知します。

(略)

様式第14号（第17条関係）

建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届

(略)

申請者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名

(略)

様式第13号（第15条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明申請書

(略)

氏 名

下記について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことを証する書面の交付を申請します。

(略)

※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合のみ記入

(略)

様式第16号（第19条関係）

(略)

基準適合認定建築物認定取消通知書

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の認定を取り消したので、大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第19条の規定により通知します。

(略)

様式第14号（第17条関係）

建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定申請取下届

(略)

申請者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名

(略)

(注意) 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第13号（第15条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明申請書

(略)

氏 名

下記について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことを証する書面の交付を申請します。

(略)

※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合のみ記入

(略)

<p>様式第18号 (第21条関係)</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定証明申請書</p> <p>(略)</p> <p>氏名</p> <p>下記について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の認定を受けたことを証する書面の交付を申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>様式第17号 (第20条関係)</p> <p>基準適合認定建築物の状況報告書</p> <p>(略)</p> <p>法第41条第2項の認定を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>法第41条第2項の認定を受けた者の氏名又は名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>(略)</p>
<p>様式第18号 (第21条関係)</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨の認定証明申請書</p> <p>(略)</p> <p>氏名</p> <p>下記について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の認定を受けたことを証する書面の交付を申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>様式第17号 (第20条関係)</p> <p>基準適合認定建築物の状況報告書</p> <p>(略)</p> <p>法36条第2項の認定を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>法36条第2項の認定を受けた者の氏名又は名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注意) 法36条第2項の認定を受けた者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自置で行う場合においては、押印を省略することができます。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。